

令和5年会津若松市議会定例会 令和5年12月定例会議の提出案件

提出案件 21件	議案 21件	予算案件 9件
		条例案件 9件
		単行案件 3件

I 予算案件

- 1 令和5年度会津若松市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和5年度会津若松市水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和5年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和5年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和5年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和5年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 令和5年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

II 条例案件

- 1 会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 7 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

Ⅲ 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について
- 3 会津総合射撃場の指定管理者の指定について

II 条例案件

1 会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、一定の重度心身障がい者に対する医療費の助成の額を見直すため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

後期高齢者医療制度に加入できる65歳以上の重度心身障がい者のうち、当該制度に未加入であるものに対する医療費の自己負担分の助成について、その者に係る医療費の総額の1割相当額とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和6年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域生活支援事業の利用料の見直し等により、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、緊急時入所事業、地域生活体験事業の利用に係る利用料について、法定サービスの報酬単価により算定した額の1割相当額とすることとした。
- ② 生活サポート事業を廃止することとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和6年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです

(1) 改正内容

- ① 子ども・子育て支援法等の引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。
- ② 所管省庁の移管に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく保育所における保育の内容に関する指針の制定主体を厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更することとした。
- ③ その他国の運営基準の改正に準じ、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

4 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、会津都市計画事業扇町土地区画整理事業による換地処分に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 一箕第一こどもクラブの位置を「山見町 220 番地」から「山見一丁目 4 番地の 2」に変更することとした。
- ② 一箕第二こどもクラブの位置を「蚕養町 3 番 20 号」から「山見一丁目 1 番地の 5」に変更することとした。

(2) 施行期日

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとした。

5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 出産予定又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額することとした。
- ② 出産被保険者である旨を届け出る手続について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和6年1月1日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

6 会津若松市立学校設置条例の一部を改正する条例

この案件は、会津都市計画事業扇町土地区画整理事業による換地処分に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

一箕小学校の位置を「山見町 220 番地」から「山見一丁目 4 番地の 2」に変更することとした。

(2) 施行期日

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとした。

7 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、会津都市計画事業扇町土地区画整理事業による換地処分に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

この条例を適用する区域である乙種区域に含まれる「扇町」を「扇町一丁目」とすることとした。

(2) 施行期日

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとした。

8 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例

この案件は、市営住宅城前団地に集会所を設置するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

市営住宅城前団地に集会所を設置することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

9 会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、会津都市計画事業扇町土地区画整理事業による換地処分に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

給水区域の表中「白虎町、扇町、山見町」を「白虎町、白虎一丁目、白虎二丁目、白虎三丁目、白虎四丁目、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、山見町、山見一丁目、山見二丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、亀賀一丁目、亀賀二丁目」とすることとした。

(2) 施行期日

会津都市計画事業扇町土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
24,750,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目10番22号
株式会社ホシノ

2 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
会津若松市公設地方卸売市場
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東470番地
一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会
- (3) 指定する期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

3 会津総合射撃場の指定管理者の指定について

この案件は、会津総合射撃場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
会津総合射撃場
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市大町二丁目7番5号
有限会社会津銃砲火薬店
- (3) 指定する期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで